

令和元年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

1 日 時：令和元年12月23日（月） 午前9時 から 午前10時35分

2 場 所：鹿屋市役所7階大会議室

3 委 員

出	中塩屋 均	出	新原 晃憲	出	畠井 孝二	出	榎原 辰夫
出	堀之内 節子	出	倉田 雪男	出	園田 誠	出	福元 康光
出	障子田 勝	出	田中 次男	出	村山 みつ子	出	木場 夏芳
出	新村 良廣	出	泊 義秋	出	寺下 幸弘		
出	上之原 昇	出	郷原 實行	出	上野 輝男		
出	西ノ原 敏男	出	牧之瀬 弘行	出	有村 隆		

推進委員

出	垣内 直人	出	栗山 タカ	出	西元 貞幸	出	清水 洋平
欠	大園 和幸	出	高田 裕幸	出	徳田 潤一	出	入佐 哲朗
出	鶴田 勉	出	田村 利秋	出	本村 ヤス子	出	川崎 守
出	上穂木 紀順	出	村場 重穂	出	持増 正		
出	永山 智哉	出	藏ヶ崎 俊光	出	有馬 研一		
出	谷口 芳久	出	鬼塚 哲郎	出	立元 和揮		

4 部外者出席

農林水産課 農業振興管理係 主査 山中 俊明
かのやアグリ起業ファーム 主事 甲斐 涼太郎

5 事務局職員

局 長	長友 浩志
次長兼振興係長	西迫 博
農地係長	下原 隆二
主 査	福嶋 雅明
主 査	鳥巢 良和
主 査	根木原 英一
主 査	梶原 宏行（輝北総合支所産業建設課）
主 査	村場 浩秋（串良総合支所産業建設課）
主 査	前田 健二（吾平総合支所産業建設課）

6 総会日程 [議事]

- ・農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について
- ・農地法第3条の規定による許可申請の処分決定について
- ・農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について
- ・農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・非農地証明について
- ・農地移動適正化あっせん申出について
- ・利用権設定等申出書について

[報告]

- ・農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について
- ・農用地利用配分計画の認可について（通知）
- ・農地利用（形質）変更届の専決処分について

[その他]

- ・農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議

7 議事経過 別紙のとおり

8 署名委員 中塩屋 均 委員 ・ 堀之内 節子 委員

本日の会議顛末について、会長は職員をしてこの会議録を調製せしめ、委員と共に署名する。

鹿屋市農業委員会会長

鹿屋市農業委員

鹿屋市農業委員

令和元年度 第9回鹿屋市農業委員会総会議事録

令和元年12月23日(月) 開会 午前9時 閉会 午前10時35分

鹿屋市役所7階大会議室

(開会)

局長 それでは、皆さん、姿勢を正してください。「一同礼」着席してください。

議長 ただいまから、令和元年度第9回鹿屋市農業委員会総会を開会いたします。
事務局長に委員の出席状況を報告してもらいます。

局長 本日の委員の欠席は、ございません。出席委員数は、21名で定数に達していますので、総会は成立していることを報告します。なお推進委員の欠席は、大園委員の1名です。それと西ノ原委員と清水委員は途中退席をします。

鹿屋市農業委員会規則第13条の規定により、議長は会長が務めることとなっていますので、以降の議事の進行は、木場会長にお願いします。

議長 鹿屋市農業委員会規則第31条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議席番号1番の中塩屋委員と、2番の堀之内委員を指名します。なお、本日の会議書記は、事務局職員の福嶋主査を指名いたします。これより議事に入ります。

議長 1頁、議案第72号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による計画決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第72号、1頁から36頁です。初めに利用権設定について、2頁で説明します。公告年月日は、令和元年12月24日です。合計面積は、35万2千734.32㎡、うち更新分18万3千561.32㎡、内訳、田4万724㎡、畑31万2千10.32㎡です。利用権を設定する者86人、設定を受ける者64人です。始期は、いずれも令和2年1月1日です。期間は、1年、2年、3年、4年、5年、6年、10年、15年です。次の3頁から28頁は、設定期間、権利区分及び設定内容別です。

初めに3頁です。1番、2番は、設定期間が1年で、賃借権で再設定。3番、4番は、設定期間が2年で、賃借権で再設定。

次に4頁5番から5頁の11番までは、設定期間が3年です。4頁5番は、賃借権で新規設定。6番は、使用貸借権で再設定。7番、8番は、賃借権で再設定。

次に5頁9番から11番までは全て、賃借権で再設定。次の12番、13番は、設定期間が4年で、賃借権で再設定。

次に6頁14番から10頁の32番までは、設定期間が5年です。6頁14番、15番は、使用貸借権で新規設定。16番、17番は、賃借権で新規設定。

次に7頁18番は、賃借権で新規設定。19番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。20番は、賃借権で新規設定。21番は、使用貸借権で再設定。22番は、賃借権で再設定。

次に8頁23番から26番までは全て、賃借権で再設定。

次に9頁27番は、使用貸借権で再設定。28番は、賃借権で再設定。

次に10頁29番、30番は、賃借権で再設定。31番は、使用貸借権で再設定。32番は、賃借権で再設定。

次に11頁33番から16頁の55番までは、設定期間が6年です。11頁33番から35番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 12 頁 36 番は、賃借権で新規設定。37 番から 40 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 13 頁 41 番から 43 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 14 頁 44 番は、賃借権で再設定。45 番は、議事参与の制限にあたりますので、後ほど説明いたします。46 番から 48 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 15 頁 49 番から 52 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 16 頁 53 番は、賃借権で再設定。54 番は、使用貸借権で再設定。55 番は、賃借権で再設定。次の 56 番から 26 頁の 86 番までは、設定期間が 10 年です。16 頁 56 番は、賃借権で新規設定。

次に 17 頁 57 番から 60 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 18 頁 61 番は、次の頁にかけて、使用貸借権で新規設定。

次に 19 頁 62 番は、賃借権で新規設定。63 番は、使用貸借権で新規設定。

次に 20 頁 64 番は、賃借権で新規設定。65 番は、使用貸借権で新規設定。66 番は、賃借権で新規設定。

次に 21 頁 67 番は、賃借権で新規設定。68 番は、使用貸借権で新規設定。69 番は、次の頁にかけて、賃借権で新規設定。

次に 22 頁 70 番から 72 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 23 頁 73 番から 77 番までは全て、賃借権で新規設定。

次に 24 頁 78 番は、賃借権で新規設定。79 番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。80 番、81 番は、賃借権で再設定。

次に 25 頁 82 番から 84 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 26 頁 85 番、86 番は、使用貸借権で再設定。次の 87 番から 28 頁の 92 番までは、設定期間が 15 年です。26 頁、87 番は、賃借権で再設定。

次に 27 頁 88 番から 91 番までは全て、賃借権で再設定。

次に 28 頁 92 番は、賃借権で再設定。以上です。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました、3 頁 1 番、2 番の 1 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 3 頁 3 番、4 番の 2 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 4 頁 5 番から 5 頁 11 番までの 3 年もの 7 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 5 頁 12 番、13 番の 4 年もの 2 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に 6 頁 14 番から 10 頁 32 番までの 5 年もの 19 件ですが、7 頁 19 番が鹿屋市農業委員会規則第 28 条の規定に基づく議事参与の制限にあたりますので、福元副会長に退席いただき審議します。

(福元副会長：退席)

7頁19番について事務局の説明をお願いします。

下原 7頁の19番は、借人福元副会長が代表を務める法人が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 福元副会長に係る7頁19番の5年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(福元副会長：着席)

福元副会長に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの5年もの18件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に11頁33番から16頁55番までの6年もの23件ですが、14頁の45番が議事参与の制限にあたりますので、障子田委員に退席いただき審議します。

(障子田委員：退席)

14頁の45番について事務局の説明をお願いします。

下原 14頁の45番は、借人障子田委員が賃借権の再設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 障子田委員に係る14頁45番の6年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(障子田委員：着席)

障子田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの6年もの22件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に16頁56番から26頁86番までの10年もの31件ですが、24頁79番が農業員会の取決め制限にあたりますので、入佐委員に退席をいただき審議します。

(入佐委員：退席)

24頁79番について事務局の説明をお願いします。

下原 24頁の79番は、借人入佐委員が賃借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 入佐委員に係る24頁79番の10年もの1件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(入佐委員：着席)

入佐委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に残りの10年もの30件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に26頁87番から28頁92番までの15年もの6件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に29頁、「農業経営基盤強化法に基づく所有権移転について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 所有権移転について、29頁から31頁です。29頁で説明します。公告年月日は令和元年12月24日、合計面積は、畑1万7千738㎡です。所有権を移転する者9人、所有権の移転を受ける者5人です。

30頁をご覧ください。1番から31頁の9番までは、全て所有権移転協議成立したものです。なお、30頁2番から5番までは、令和元年度第7回総会において、農地法5条申請の意見決定を行った案件ですが、申請の取下げがあり、今回、農業経営基盤強化促進法により所有権移転の手続を行うものです。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、所有権移転協議が成立したものの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に32頁「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について」を議題といたします。事務局の説明をお願いします。

下 原 中間管理権設定については、32頁から36頁です。32頁で説明します。下段の表の公社から借人への転貸設定については、これまで県が公告しておりましたが、今回から市で公告することになりましたので、新たに下段の表を設けてあります。公告年月日は、令和元年12月24日です。合計面積は、3万357㎡、うち、田3千27㎡、畑2万7千330㎡です。利用権を設定する者11人、利用権の設定を受ける者6人で、全て新規設定であります。始期は、令和元年12月31日で、期間は5年、10年です。次の33頁の1番から34頁の11番までは、貸人から公社への設定期間、権利区分別です。34頁の12番から36頁の18番までは、今回から新たに追加された公社から借人への転貸設定期間、権利区分別です。

33頁をご覧ください。1番、2番は、設定期間が5年です。1番は、賃借権。2番は、使用貸借権。次の3番から34頁の11番までは、設定期間が10年です。33頁3番は、賃借権。4番は、使用貸借権。5番から7番までは全て、賃借権。

次に34頁8番は、賃借権。9番、10番は、使用貸借権。11番は、賃借権。

次の12番から36頁の18番までは、公社から借人への転貸設定です。34頁12番、35頁、13番は、設定期間が5年です。34頁12番は、賃借権。

次に35頁13番は、使用貸借権。次の14番から36頁の18番までは、設定期間が10年です。35頁14番は、賃借権。15番は、使用貸借権。16番、17番は、賃借権。

次に36頁18番は、農業委員会の取決め制限でありますので、後ほど説明いたします。以上です。

議 長 ただいま説明がありました、貸人から県地域振興公社への貸出が、33頁1番、2番の5年もの2件と33頁3番から34頁11番までの10年もの9件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に県地域振興公社から転貸設定の 34 頁 12 番から 35 頁 13 番の 5 年もの 2 件と 35 頁 14 番から 36 頁 18 番までの 5 件ですが、36 頁 18 番が、農業委員会の取決め制限にあたりますので、高田委員に退席いただき審議します。

(高田委員：退席)

36 頁 18 番について事務局の説明をお願いします。

下 原 36 頁の 18 番は、借人高田委員が使用貸借権の新規設定を行うもので、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 高田委員に係る 36 頁 18 番の 10 年もの 1 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

(高田委員：着席)

高田委員に係る案件は、申請どおり許可と決定しました。

次に、残りの 5 年ものと 10 年もの 6 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可といたします。

次に 37 頁、議案第 73 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の処分決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 73 号、37 頁から 41 頁です。41 頁で説明します。今回は、所有権移転 16 件です。内訳は、田 4 筆、2 千 490 m²、畑 22 筆、4 万 3 千 429 m²、計 26 筆、4 万 5 千 919 m²です。

初めに 37 頁です。1 番は、畑 2 千 874 m²の売買です。2 番は、畑 7 千 520 m²の贈与です。3 番は、次の頁にかけて、畑 9 千 781 m²の売買です。

次に 38 頁 4 番は、畑 2 千 105 m²の売買です。5 番は、畑 4 千 793 m²の売買です。6 番は、畑 2 千 903 m²の売買です。

次に 39 頁 7 番は、畑 2 千 665 m²の贈与です。次の 8 番、9 番は、持分がそれぞれ 2 分の 1 である田 570 m²の売買です。10 番は、畑 3 千 659 m²の売買です。11 番は、田 671 m²の売買です。

次に 40 頁 12 番は、畑 1 千 223 m²の売買です。13 番は、畑 745 m²の売買です。次の 14 番から 41 頁の 16 番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、40 頁 14 番から 41 頁 16 番までを榎原委員に報告をお願いします。

榎 原 議席番号 19 番の榎原です。去る 12 月 13 日、記載の 2 名の委員と事務局で、農地法第 3 条の申請に伴う現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、40 頁 14 番ですが、市外取得の調査です。申請者は、市外に住所がありますが、長年農業に従事していて、そば、ほうれん草等を作付けしているとのことで、今回、義理の妹から農地を買うものです。取得する農地には、かぼちゃを作付けするとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター等、他一式、またトラクターを運ぶトラックも所有していました。

次に 15 番ですが、下限面積の調査です。申請者は、兼業で農業をやられていて、主に水稻を耕作しているとのこと。去年更新切れで、申請をしていなもの等も含め実際は、1

haほど耕作しているとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター、田植機、コンバイン等、所有していました。取得する農地には、水稻を作付けするとのことでした。

次に41頁16番ですが、市外取得の調査です。申請者は、市外の方で肉用牛子牛生産を営んでいる農家で、繁殖牛が30頭ほどいるとのことでした。作業に必要な農機具は、トラクター等、他一式所有していました。取得する農地は通作距離も近く、飼料を作付けするとのことでした。

以上3件とも、農地の全てを効率的に利用して、耕作を行うと認められます。また、農作業にも常時従事し、下限面積も超え、通作も可能なことから、農地法第3条第2項各号には該当しないと思われるため、調査員としましては、3条の許可要件を全て満たしていると判断いたしました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました16件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可と決定します。

次に42頁、議案第74号「農地法第4条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第74号、42頁です。今回は2件、畑3筆、5千245㎡となっています。1番は、山林に整備するもので、農地区分は2の4です。2番は、記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありましたが、42頁2番を寺下委員に報告をお願いします。

寺下 議席番号16番の寺下です。去る12月12日、記載の2名と事務局で農地法第4条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

42頁の2番ですが、申請地は郷之原公民館の南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりが少ないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、2番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議長 ただいま説明、報告がありました2件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に43頁、議案第75号「農地法第5条の規定による許可申請の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下原 議案第75号、43頁から48頁です。48頁で説明します。今回は、23件で、田4筆、4千861㎡、畑24筆、2万562.48㎡、計28筆、2万5千423.48㎡となっています。

43頁をご覧ください。1番は、土地分譲、通路を整備するもので、農地区分は3の5です。2番は、一般住宅、倉庫を整備するもので、農地区分は3の5です。こちらは、一般住宅の面積基準の500㎡を超えていますが、理由書を添付しての申請です。3番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。次の4番、5番は、一般住宅を整備するもので、農地区分は3の5です。

次に44頁6番は、賃貸住宅を整備するもので、農地区分は1の3です。7番は、養豚

場糞尿処理施設を整備するもので、農地区分は農用地利用計画指定用途です。次の8番、9番は、店舗を整備するもので、農地区分は1の3です。

次に45頁10番は、農家住宅、倉庫を整備するもので、農地区分は1の3です。次の11番から47頁の23番までは、全て記載のとおりです。以上です。

議長 ただいま、事務局から説明がありました。引き続き調査がなされていますので、45頁11番、12番を寺下委員に、45頁13番から46頁16番までを栗山委員に、46頁17番、18番を有村委員に、47頁19番から23番までを川崎委員に報告をお願いします。

寺下 議席番号16番の寺下です。去る12月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、45頁の11番ですが、申請地は花岡学園の南西側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがあるため、第1種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、自宅の駐車場を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第1種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に12番ですが、申請地は上野公民館の南東側に位置し、申請地付近は、10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内の会社員で、申請地に一般住宅、通路を整備する計画です。通路部分については、所有者2名と譲受人との3分の1の持分です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

以上、11番、12番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

栗原 推進委員の栗山です。去る12月12日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、45頁の13番ですが、申請地は大始良小学校の南東側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は市内在住者で、申請地に自宅の駐車場を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。

次に14番ですが、46頁の16番まで関連がありますので、併せて報告します。申請地は工業団地の西側に位置し、申請地付近は10ha以上の農地の広がりがないため、第2種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。なお、15番、16番については、同じ筆を分筆予定で、申請していますが、1筆にて申請を行うと、九州電力の契約負担金が高額になるため、同列会社に分けて申請を行っております。いずれも経済産業省の認定は受けております。

以上、13番から16番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

有村 議席番号18番の有村です。去る12月13日、記載の2名と事務局で農地法第5条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、46 頁の 17 番ですが、申請地は串良町上小原小学校の北側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の宅建業の法人で、申請地に建売住宅 4 棟を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。

次に 18 番ですが、申請地は串良町細山田中学校の南西側に位置し、申請地付近は、10ha 以上の農地の広がりがあり、土地改良事業も施行されているため、第 1 種農地と判断されます。申請者は市内の不動産業の法人で、申請地に建売住宅 3 棟、通路を整備する計画です。周辺は、集落につながる場所で、第 1 種農地の許可要件である「集落接続施設」に該当すると判断しました。以上、17 番、18 番については、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

川 崎 推進委員の川崎です。去る 12 月 13 日、記載の 2 名と事務局で農地法第 5 条申請の現地調査を実施しましたので報告をいたします。

まず、47 頁の 19 番ですが、23 番まで関連がありますので、併せて報告します。申請地の 19 番、20 番は下高隈町吉ヶ別府公民館の西側に位置し、21 番は上高隈町重田公民館の北側に位置し、22 番、23 番はアジア太平洋研修センターの西側に位置し、申請地付近は 10ha 以上の農地の広がりが少ないため、第 2 種農地と判断されます。申請者は県外の太陽光発電事業の法人で、申請地に太陽光発電施設を整備する計画です。周辺は小集団の生産性の低い農地で、他のいずれの要件にも該当しないため、第 2 種農地の許可要件である「その他の農地」に該当すると判断しました。以上、19 番から 23 番までについては、排水施設も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼす恐れがないことから、調査員としては、転用は支障がないと判断しました。以上です。

議 長 ただいま説明、報告がありました、43 頁から 48 頁までの許可申請 23 件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して県へ進達します。

次に 49 頁、議案第 76 号「農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第 76 号、49 頁から 54 頁です。50 頁で説明します。右下の表をご覧ください。今回は、4 件で、田 9 千 716 m²、畑 1 万 1 千 964 m²、計 2 万 1 千 680 m²となっています。次の 51 頁から 54 頁は、付近見取図及び施設配置計画図です。全て記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、49 頁 1 番、2 番を村山委員に、49 頁 3 番から 50 頁 4 番までを谷口委員に報告をお願いします。

村 山 議席番号 15 番の村山です。去る 12 月 12 日、記載の 2 名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、49 頁の 1 番ですが、周辺図等は 51 頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、池田病院の東側に位置する場所で、周辺は、10ha 以上の農地の広がりがあり、第 1 種農地と判断されます。申出人は、市内の医療法人で、申出地に隣接する職場の職員

駐車場を整備する計画です。現在ある職員駐車場が土砂災害危険区域にあるため、申出地を代替地として利用したいとのことでした。既存施設に隣接して施設を拡張する計画であり、拡張部分の面積が既存施設の面積の2分の1を超えないため、第1種農地の許可基準である「既存施設の拡張」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

次に2番ですが、周辺図等は、52頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、旭原公民館の南西に位置し、10ha以上の農地の広がりが無く、小集団の生産性の低い農地であり、他のいずれの要件にも該当しないため、第2種農地と判断されます。申出人は、市内在住の方で、申出地に一般住宅を建設する計画です。申出地は、第2種農地の許可基準である「その他の農地」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

以上、1番、2番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、農振除外は支障がないと判断しました。以上です。

谷 口 推進委員の谷口です。去る12月12日、記載の2名の委員と事務局で農業振興地域整備計画の変更に係る現地調査を行いましたので報告いたします。

まず、49頁の3番ですが、周辺図及び配置図は53頁をご覧ください。農振除外の申し出です。申出地は、串良町のオレンジパーク跡地の一部で、周辺は、10ha以上の農地の広がりがあり、第1種農地と判断されます。申出人は、鹿屋市で、申出地に学校給食センターを建設する計画で、5月の総会で承認した土地(5,476㎡)に追加で調整池の整備が必要なため、今回の土地が必要となり、除外の申し出があったものです。市が、土地収用法第3条第31号に規定する事業のために設置する施設であることから、農地法第4条の転用許可は不要である場合に該当すると判断しました。

次に50頁の4番ですが、周辺図等は54頁をご覧ください。用途変更の申し出です。申出地は、大隅縦貫道、東原インターチェンジの北東に位置し、農用地区域内農地です。申出人は、市内の農業を営む方で、申出地に牛舎、堆肥舎、倉庫を整備する計画です。農用地区域内農地に、農業用施設を整備する目的であることから、農用地区域内農地の許可基準である「農用地利用計画指定用途」に該当すると思われ、転用許可見込みがあると判断しました。

以上、4番の申し出については、排水施設等も整備する計画で、周辺農地に悪影響を及ぼすおそれがないことから、調査員としましては、用途変更は支障がないと判断しました。なお、3番については、転用許可は不要であり、農地法による制限は受けないこととなります。以上です。

議 長 ただいま、説明、報告があった4件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、申請どおり許可意見を付して市長部局へ進達します。

次に55頁、議案第77号「非農地証明について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第77号、55頁です。今回は3件、畑3筆、4千308㎡です。1番は、令和元年度第4回総会で審議済であり、令和元年12月4日付けで農振除外の決定がありましたので、非農地として認定するものです。次の2番、3番は、記載のとおりです。以上です。

議 長 ただいま、事務局から説明がありましたが、引き続き調査がなされていますので、55

頁2番、3番を上穂木委員に報告をお願いします。

上穂木 推進委員の上穂木です。去る12月13日、記載の2名の委員と事務局で、非農地証明について調査を行いましたので、報告いたします。

まず、55頁の2番ですが、申請地は、鹿屋内陸工業団地の西に位置し、30年以上前から耕作も管理もできず、現状の山林化したとのことでした。大木もあり、現状から見ても山林化は20年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。

次に3番ですが、申請地は細山田中学校の南東に位置し、昭和年代から山林化していたとのことでした。現地の状況からしても大木もあり、20年以上経過していると認められ、周囲の農地への影響もなく、畑への復元も困難であることから、非農地証明を行うことは支障がないと判断しました。以上です。

議 長 説明、報告がありました3件です。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、農地に該当しない旨の非農地証明を発行します。

次に56頁、議案第78号「農地移動適正化あっせん申出について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第78号、56頁から88頁です。今回新たに、譲渡希望が71頁186番から191番まで、次に賃貸借希望が87頁192番から197番までですので、お目通しください。以上です。

議 長 ただいま、事務局から新たな申し出農地について説明がありました。これからの案件は、議長からあっせん委員の指名をしますが、ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、あっせん委員を指名します。

71頁、土地の所有者からの譲渡希望の186番、187番を泊委員と村場委員に、188番を福元副会長と入佐委員に、189番、190番を郷原委員と藏ヶ崎委員に、191番を倉田委員と高田委員をお願いします。

次に87頁、賃貸借希望の192番を寺下委員と持増委員に、193番を村山委員と本村委員に194番を新村委員と上穂木委員に、195番を牧之瀬委員と鬼塚委員に、196番を福元副会長と入佐委員に、197番を堀之内委員と大園委員に、お願いします。

次に89頁、議案第79号「利用権設定等申出書について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

下 原 議案第79号、89頁から91頁です。利用権設定申出書について、鹿屋市では利用権設定の申請時に利用権設定申出書と利用権設定関係の2枚を提出していただいておりますが、同じ内容のものをまとめ、新たに賦課金等の項目を増やした申出書1枚に変更し、令和2年4月1日からの運用とすることを提案するものです。以上です。

会 長 ただいま事務局から説明がありましたが、利用権設定申出書についての審議に入る前に、12月18日の運営委員会で協議しましたので報告をしておきます。

まず、利用権設定申出書の改善アンケート結果については、90頁をご覧ください。対象人員は、農業委員、推進委員の42名です。アンケートについては、利用権設定申出書を「1枚にした方がよい」と回答したのが、21名で、50%、「これまでどおり2枚でよい」

と回答したのが、16名で、38%、「どちらでもよい」と回答したのが、1名で、2%「回答なし」が、4名で、10%と、半数が1枚にした方がいいという結果になりました。自由意見としては、記載のとおりですのでお目通してください。

次に、土地改良区の情報欄については、利用権設定申出書に「情報欄を設けた方がよい」と回答したのが、17名で、41%、「情報欄はいらない」と回答したのが、9名で、21%、「どちらでもよい」と回答したのが、13名で、31%、「回答なし」が、3名で、7%と、情報を設けた方がよいが、17名で最多という結果になりました。自由意見としては、記載のとおりですので、お目通してください。

次に、利用権設定申出書の(案)についてですが、3通りの案が提出されました。1つ目が、1枚にした方がよい、2つ目が、これまでどおり2枚でよい、3つ目が、新規分は、これまでどおり2枚とし、更新分は、1枚とする。という3通りですが、事務局としては、1つ目の1枚にした方がよいと考えているとのことでした。91頁の利用権設定等申出書をご覧ください。これまで2枚だったものを、同じ内容のものをまとめ、新たに賦課金等の項目を増やしたものであることから、1枚でできると考えているとのことでした。

以上のことから、運営委員会としては、これまで2枚だった利用権設定等申出書を1枚にし、土地改良区の情報欄も設けるということで、総会に諮ると決定しました。

そこで、利用権設定等申出書についてお諮りいたします。お手元の利用権設定等申出書についてご異議ありませんか。

新 村 その前に質問をいいですか。私も1枚紙がいいと思うのですが、ただ気になった箇所があるので、お尋ねします。まず、賃借料ですが、これは、10a当たりか総額のいずれかということでもいいですね。その左の方の土地改良についての賦課金ですけれども、租税公課の負担というのがあるのですが、これは、少し引かかるような気がするのですが、と言うのは、固定資産税というのも含めて租税という言い方もしますし、例えば土地改良に関するものでしたら、あっさり土地改良経費に係る負担ということでもいいのではないという気がするのですが。それから、私たちのところは、笠野原土地改良区の区域にあるのですが、土地改良費の賦課金については、経常とか、一番上の段の賦課金のような項目でいいと思うのですが、それをちょっとお尋ねしたい。それから借主の遵守事項が下のほうにあるのですが、ここには、押印が要らないということでもいいのでしょうか。

局 長 それでは、まず、賦課金等の記載についてですが、これは、あくまでも参考というか、決められた法に沿ってするものではないので、あくまでもお互いの確認事項ということで記載しているところなので、該当する欄に確認の意味で丸印をつけるということです。

新 村 例えば、租税ということで記載していますから、土地改良費だけであるといいのですが、租税となると他の税も出てくると思うのですよ。先ほど言いました固定資産税もそうですし、ですから租税公課の負担ということではなくて、あっさり土地改良経費の負担ということにした方がいいのではないか。そういう方法がいいのではないか、文言の関係です。

局 長 一点目ですけれども、ここで、皆さんの同意が得られれば、今言われた租税公課の負担を「土地改良経費等の負担」ということで訂正をしたいと思います。

次に二点目の借主の遵守事項ということで、印鑑がいるかとのことですが、貸主、借主については、上段の部分で押印がありますので、下の方は、要らないと考えています。それと付け加えて言いますが、下の方の農業委員と推進委員の欄は、この案件に係った委

員さんの名前を書いてもらう欄で、誰か一人を書いてもらうというふうに考えています。ここの記載については、農業会議のほうから指示された項目で、記載しているところです。

新 村 　あと2つありましたけれども、賃借料については、10a 当たりか総額のいずれかを丸をつけて金額を記入すればいいですよ。土地改良区、笠野原土地改良区の賦課金ですけれども、ここの経常、反土賦課金のところでいいですよ。

次 長 　そのとおりです。

寺 下 　今、新村委員が言われたところですけど、我々も、水利用すれば、賦課金を払わなければならないのですけれども、できれば、あまり項目を多く設けなくて一つにさせていただければいいのですけれども。

局 長 　今、下の項目欄ですけども、経常とかあるのですけれども、土地改良経費として一つにまとめたほうがいいという意見ですけども、おおまかに一つまとめるということですよ。

それでは、今の意見も踏まえまして、下の欄のその他の同意事項ですけども、土地改良経費等として、一つだけの項目として、支払い者を貸主、借主で設けて、そのような案でよろしいか、お諮りしたいのですが。

議 長 　それでは、土地改良経費は、項目は一つで、そのような案でよろしいですか。

「はい」

それでは、そのような案をお願いします。他にございませんか。

畠 井 　全体的に、従来までは、申込書をしっかりと農業委員会に出すと、こういう申出を出すと、これに伴って、利用権設定がはっきりとわかったわけですが、今回、議会での質問等があつて、どういう趣旨でそのような意見が出たのか、私はわかりませんが、2枚を1枚にするということなのか、それがこれですよ。具体的に、少し無理があるというような気もするわけですよ。今これは、誰がどこに申し込むのか、利用権設定をくむのは誰なのか、1枚にしたからわからないような気がするわけですよ。ちょっと、私の質問が悪かったのかもしれませんが、具体的に困る箇所を質問していきますが。例えば、地権者が死亡の場合に、代理の方が利用権設定の申込みをするとなった場合に、従来は、相続人の代表がその申出人になるというような形だったわけですが。具体的に、この用紙の場合は、どのように書いていけばいいのですかね。

局 長 　利用権設定をするときの権限者の欄が、以前はありました。今回、下のほうには記載が無いのですけれども、最初、事務局で考えたのが、上段のほうで、上から3列目のところでそのようなケースを考えていたのですけれども、1名じゃ当然足りないということで、・・・すみません、今、改めて私も、その点は気づいたのですけれども、今その利用権の権限者については、例えば同意をする人が何人もいる場合が想定されますけれども、その点は、中段のところで、今まで記載があつた、権限者の欄を設けて記載ができるようにしたいと思います。そこで、再度、次回の総会で諮らせてください。

畠 井 　誓約書のところで、上記遵守事項を誓約しますということで、借主が書いてありますけれども、ここは、印鑑は省略されているところですよ。

局 長 　はい。

畠 井 　私の意見としては、誓約書ですから、誓約書に、誓約した日と署名押印するというのは、常識であると思います。むしろここは、印鑑が要る。下の農業委員と推進委員のところは、

印鑑は無くてもいいのではないか。ただ、この様式が、上のほうで、利用権設定やいろんなものをまとめた形で、ここに氏名、印鑑というのがありますが、何もかもひっくるめてここに、印鑑とかされているような気がするわけですよ。ぱっと見たときに、さっきも言いましたけれども、これは、何よと、どこに何を書いたのよと思うわけですよ。鹿屋市の利用権設定ってわかりますかね。申出書というのが、具体的なものが無くなったものですから、そういうのがわからなくなってきたのですよ。本来は、農業委員会の会長が申出を受けて、そして最終的には申出書の内容を結ぶというのが筋ですよ。そういうものをどんどん、どんどん省いていくと、「こいは、どこなんかな」となるわけですよ。その辺のところは、利用権設定にあたって、支障がなければいいですけども。2枚を1枚にしたから、これは無理があるのは承知してはいますが、その辺をよく吟味されたうえで、利用権設定が、これで、将来にわたっての安全を確保できればいいのですけれども、その辺のところを運営委員会で十分な協議がなされたとは思いますが、あえて、どういう処置をされたか知りませんが、言いたいのは、事務局の専門の方々がいるわけですが、これで大丈夫だよということであれば、よろしいと思います。

郷原 いろいろな意見が出たわけですが、やはりこれは再度検討して諮るということではないですかね。あと、さっきから気になっていたのですが、土地改良費は、これは、本来誰に請求がくるものなのですかね。所有者にくるものじゃないのですかね。所有者に来るものであれば、本来所有者が払うものなのではないですかね。借主が払うような約束をしていますが、責任は所有者にあるわけですから、アンケートにも書いたのですが、どちらが払うにしても、責任は所有者にあるということですよ。借地料の中に水利費とか土地改良費とか含まれていると認識していますので、私はこの欄が必要なかどうか、個人的にはそう思います。

局長 今回の意見で、借地料の中に通常は、含まれているのかもしれませんが、今のこの土地改良経費についても、実際は農業委員会の仕事以外の件になります。ただ、アンケートの中でも、このような件で問題になるようなことがあるので、問題にならないようにするという内容でしたので、これを付け加えているところです。

郷原 了解しました。今、聞いたのですけれども、過去にトラブルもあったということだったので、それに対する対策だということで、理解いたしました。

寺下 さきほど、この利用権設定の申出書は、誰に出すのかということがありましたので、本来は、前の申出書は、鹿屋市農業委員会会長殿と記載があり、そのような形で農業委員会会長に対して出すというようなことだと思いますので、そこはちゃんと記載をした方がいいと思います。

局長 そこは、もう一回検討させてください。

議長 他にございませんか。無ければ、この件については、次の総会で提案をしたいと思えます。よろしいですか。(はい。)

次に92頁、「農地法第18条第6項の規定による解約等の通知について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

下原 合意解約について、92頁から96頁です。96頁で説明します。今回は19件で、田10筆、1万2千548㎡、畑21筆、5万472㎡、計31筆、6万3千20㎡です。これらは全て、第18条第6項の規定により双方合意のもと、解約の通知書が提出されています。

初めに 92 頁です。1 番から 4 番までは、借り手の変更。

次に 93 頁 5 番から 7 番までは、貸し手の都合。8 番は、借り手の都合。

次に 94 頁 9 番から 12 番までは、借り手の都合。

次に 95 頁 13 番、14 番は、売買のため。15 番、16 番は、借り手の変更。17 番は、売買のため。

次に 96 頁 18 番は、売買のため。19 番は、貸し手の都合。以上です。

議長 ただいまの報告のとおり、92 頁から 96 頁までの 19 件の合意解約です。報告をしておきます。

次に別冊の「農用地利用配分計画の認可について」の報告です。事務局の説明をお願いします。

鳥巢 1 頁から 17 頁までの農用地利用配分計画については、10 月総会で審議しましたが、農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項の規定により、令和元年 11 月 28 日付けで 28 件の認可がございましたので報告します。内容については、お目通しください。

議長 ただいまの報告のとおり、1 頁から 17 頁まで 28 件の配分計画です。

次に 97 頁「農地利用（形質）変更届の専決処分について」の報告です。

1 番の申請地は、西祓川町の田、4 筆の 1,074 m²です。10 から 20 c m の切土、盛土を行い畦畔を設置し機械の利用ができるようにしたい。工期が、総会前に着手となっていたため、11 月 26 日に、川崎委員により現地調査を行い専決処分としたものです。

次に 2 番の笠之原町の畑、1 筆の 236 m²です。圃場が道路より低いため雨水が流れ込み、機械利用が困難なため 50 c m ほど盛土を行い利用したい。総会前に着手となっていたため、12 月 2 日に、寺下委員により現地調査を行い専決処分としたものです。

この専決処分に対して承認を求めます。ご異議ありませんか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件は承認されました。

以上で、令和元年度第 9 回総会に付議された議案等の審議は全て終了しました。

次に、その他に入ります。委員の方々から、何かありませんか。

局長 それでは、事務局から、お手許にお配りしています、別紙の 1 枚紙の「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」をご覧ください。先月の総会でも注意喚起を行いました。10 月に農業委員会会長が農地転用にかかる収賄容疑で逮捕されるという不祥事が続けて発生したことを踏まえ、11 月 28 日に開催された全国農業委員会会長代表者集会において、「農業委員会の委員等の綱紀保持に関する申し合わせ」が決議されました。これに伴い、すべての農業委員会で、公正・公平に職務を遂行し、法令等を遵守することはもとより綱紀の保持に一層努めるため、「農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議」を総会において決議するように依頼がありましたので、決議の内容につきましては、今お配りしています資料の内容のとおりでございます。この決議を鹿屋市農業委員会の申し合わせ決議として、皆さまにお諮りするものです。

議長 ただいま、農業委員会の法令遵守の申し合わせ決議の説明がありましたが、「鹿屋市農業委員会」の法令遵守の申し合わせ決議」として承認してよろしいですか。

「異議なし」

「異議なし」ですので、本件を承認いたします。

局長 先般、事務事業見直しのヒアリングがあり、農業委員会も農地流動化地域総合推進事業の農用地利用集積促進事業補助金、利用権の補助金のことですが、対象となっています。ヒアリングでは、平成 31 年度から廃止で進めていた利用権設定の補助金が、継続となったことから、早急な前倒しでの廃止や延期、見直し等は困難であり、当局の方に事務局から説明をいたしました。しかしながら、この事務事業のほうも、いつかは、見直し、縮小、廃止としていかなければならないとのことですので、当局の方には、当分の間は、令和 4 年度を目処に、今から再度検討してまいりますと、ヒアリングの場では、当局に事務局として回答いたしております。そのように回答したことを総会において委員の皆様へ報告するものです。

次長 11 月 23 日に開催された鹿屋と串良の農業まつり農地相談のご報告をいたします。相談件数は、鹿屋市農業まつりが 5 件の相談があり、くしら黒土祭りが 8 件の相談でした。相談内容は、水田を売りたいが売買金額はどれくらいか、有害鳥獣被害のこと、転用をしたか分からない、農地を貸しているが返してもらえない等々の相談内容でありました。まつり当日、担当となりました委員の皆様、会場に足を運んで頂きました委員の皆様、ありがとうございました。

もう一点、誠に遅くなりましたが、前々から要望がありました、名刺を作成いたしましたのでご利用ください。以上です。

局長 それでは、1 月の調査委員を申し上げます。

- ・ 1 月 14 日、火曜日、4 条 5 条の調査が、牧之瀬委員、鶴田委員でございます。
- ・ 1 月 14 日、火曜日、農振調査が、堀之内委員、大園委員でございます。
- ・ 1 月 15 日、水曜日、4 条 5 条の調査が、障子田委員、清水委員でございます。
- ・ 1 月 15 日、水曜日、3 条調査が、新村委員、西元委員でございます。

1 月の総会は、1 月 23 日、木曜日の 3 時 30 分からとなりますので、よろしく申し上げます。(その後、新年会はホテル大蔵で開催の予定でございます。)

議長 他にございませんか。ないようですので、これをもって令和元年度第 9 回鹿屋市農業委員会総会を閉会いたします。

局長 それでは、皆さん、ご起立下さい。姿勢を正してください。「一同礼」
(閉 会)